

第1回群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議

日時 平成25年4月19日(金)

事務局：これから群馬県指定廃棄物処理促進市町村会議を開催します。

本日事務局を務めさせていただきます環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの太田でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは開会に当たりまして、井上環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治でございます。

今日はこの群馬県におきまして、大澤知事さんはじめとしまして、県内ほぼ全ての市町村長さんにご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。そして指定廃棄物の問題に対しましては、それぞれ関係市町村の皆様方に大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしております。

そのような中、群馬県におかれましては、昨年5月以降に大澤知事のリーダーシップによりまして県主催の関係市町村長等連絡会議を開催いただき、その調整の実施をしていただきました。その結果昨年9月に群馬県から環境省に対しまして、今後は市町村単位の処理ではなく、全市町村を対象にして議論をしていただき県内で集約して処理する案で改めて検討を進めていただきたいと、そのような方針をいただいたところであります。

また、私どもは昨年末に政権交代がありまして、新政権となりましてから石原環境大臣の強い意志もありまして、まずは前政権の指定廃棄物の問題に対する取組みというものを徹底的に検証しようと、改めるべき所は改めて、そしてゼロベースで再スタートを切ろうということで、ほぼ2カ月にわたりまして検証させていただきました。その結果2月25日に新しい選定プロセスというものを発表させていただいて、その3日後、2月28日には群馬県を訪問し大澤知事さんの方にそのご報告と今後のご協力をお願いをさせていただいたところであります。

そしてまた、本会議で市町村長会議でありますけれども、前政権でのプロセスの様々な反省点をこれからお示しさせていただきますが、その中で最も大きなポイントは、やはり地元との意思疎通が十分ではなかったということでもあります。

ですからそれぞれの地域のご意向であるとか、あるいは事情といったものを十分に尊重させていただきまして、意見交換をさせていただきながら、この新しいプロセスを進め

させていただきたいと思っております。

その一環がこの市町村長会議でありまして、そのような意味で今日開催させていただくことをありがたく思っております。いずれにしても、この指定廃棄物の問題に関しましては、今本当に保管状況がひっ迫していて一日でも早い適正な処理というものが、県民の皆様からも求められていると認識をしております。

ですから国が責任を持ってその処分を進めて参りたいと思っておりますけれども、しかしなんといっても地元の皆様方のご協力、ご理解が不可欠でありますから、どうぞこれからもご協力をお願い申し上げたいと思っております。今日はありがとうございました。

事務局：続きまして、大澤群馬県知事からご挨拶をお願いいたします。

大澤知事：皆様方には、年度当初大変お忙しい中、群馬県指定廃棄物処理促進市町村長会議にご出席賜りました。厚くお礼申し上げます。また、常日頃より県政の運営にあたりましては格別なるご理解とご協力を賜っておりますことに、重ねてお礼を申し上げたいと思っております。

本日は井上環境副大臣、秋野環境大臣政務官におかれましては、本日の会議の主催者として遠路群馬まで起こしいただきまして大変ありがとうございます。さて、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8,000ベクレルを超える廃棄物につきましては、放射性物質汚染対処特措法によりまして指定廃棄物として、国が責任を持って処理をすることとされておりますけれども、その処分に当たっては発生した都道府県毎に処理をするという基本方針が示されたところでございます。本県におきましても8,000ベクレルを超える廃棄物が約1,131トン発生しております。それを処分する最終処分場の確保が求められているところであります。

本日は指定廃棄物の処理について共通理解を深め、県を含めまして全市町村でこの問題について共有することができればと考えております。県内の指定廃棄物の処理が円滑に進みますよう皆様方のご協力を、よろしくようお願い申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦労さまでございます。

事務局：ここで出席者を紹介いたします。まず群馬県からは吉川副知事に出席いただいております。

吉川副知事：よろしくお願ひいたします。

事務局：次に環境省になりますが、井上環境副大臣。

井上環境副大臣：よろしくお願ひいたします。

事務局：秋野環境大臣政務官。

秋野環境大臣政務官：よろしくお願ひします。

事務局：梶原廃棄物・リサイクル対策部長

梶原部長：よろしくお願ひします。

事務局：それでは、配付資料の確認をさせていただきますが、本日の配付資料につきましては、先週開催しました担当課長会議におきまして配付させていただきました説明資料と内容につきまして変更はございません。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。次第、出席者名簿、資料1 指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針、資料2 群馬県における指定廃棄物の排出状況等について、資料3 群馬県における最終処分場の整備について、資料4 最終処分場等の構造・維持管理による安全性の確保について、資料5 最終処分場の候補地の選定に係る基本的な考え方について、資料6 今後のスケジュールについて、となっております。配付漏れがありましたらお知らせいただきたいと思います。

本日お越しになっております各市町村長の皆様の名前と群馬県側からの出席者名につきましては、お配りしております名簿に記載の通りです。大変恐縮ではありますが、時間の関係上改めてのご紹介は割愛させていただきますのでご容赦願ひします。

なお、本日の会議はマスコミ同席可能としております。ここで、マスコミの方々にお願ひがあります。この後のカメラ撮りはご遠慮いただけますようお願ひ致します。また、取材につきましては会議の円滑な進行にご協力をお願ひ申し上げます。

本日の会議の進め方についてですが、大きく二つのパートに分けて、意見交換の時間を設けたいと考えております。まず、環境省から、資料に従って説明をいたします。資料1から資料4を用い、施設の内容や安全性等について説明をした後で、意見交換を行います。

次に、資料5及び資料6を用いて、最終処分場候補地の選定に係る基本的な考え方と今後のスケジュールについて説明した後で、意見交換を行います。

なお、これからの議事の進行は、秋野政務官が務めさせていただきます。それでは、秋野政務官、よろしくお願いいたします。

秋野政務官： 秋野公造でございます。本会議の進行役を務めさせていただきます。

先ほど司会から申しあげましたように、二つのパートに分けて意見交換の時間を設けたいと思います。前半の施設の内容や安全性のほうについて、まずご説明をさせていただきますと思います。

それでは、議題1、候補地選定の経緯の検証結果及び今後の方針、施設の構造等について、資料1から資料4まで説明をお願いいたします。

梶原部長：環境省廃棄物・リサイクル対策部長の梶原でございます。

まず資料の1をご覧くださいと思います。先ほど来、井上副大臣のほうから申し上げましたとおり、新政権になりまして、これまでの指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係りまず経緯を検証し、今後の進め方について骨子を取りまとめております。

まず、左の赤い枠の中でございますけれども、三つございます。選定作業の実施や選定結果の共有に当たりまして、これまで市町村との意思疎通が不足をしていたのではないかと。あるいは、栃木県と茨城県、両県で候補地を提示しておりますけれども、この候補地の提示に当たりまして、詳細な調査あるいは専門的な評価が不足していた。

それと、今5県で最終処分場を造らせていただきたいということを申し上げているわけでございますけれども、それぞれの県の状況を踏まえた対応は不十分であるということでございます。

それで、右側でございますが、大きく3点、今後の方針として定めています。一つは、市町村長会議を開催させていただきまして、例えば指定廃棄物というのはどのぐらい出ているのだろうか。あるいは、指定廃棄物の処理をどういったような形の処理を考えている

のか。あるいは、地域の実情を踏まえてどうすればいいのかといった共通の理解を醸成するというところでございます。

第2点目でございます。これは、第1回を3月16日に開催をさせていただいておりますけれども、専門家によります評価を実施する。これにつきましては、安全性の確保に関する基本的な考え方はもちろんでありますけれども、候補地の選定、手順、選定に当たりましてどういったような点を評価するのか、あるいはその評価の項目でどういったような点を重点とするのかといったようなこともご議論いただくと。

3番目でございますけれども、候補地の提示に当たりましては、ボーリング等の詳細調査がございまして、またその結果を有識者の方々にご評価を賜るという形で進めたらどうかという方針を定めております。

資料の2を見ていただきたいのですが、ページをおめくりいただきまして、放射性物質に汚染されております廃棄物につきましては、放射性物質汚染対処特措法に基づきまして、これは一昨年成立した法律でございますけれども、その法律に基づきまして、黄色の部分、先ほど知事の方がおっしゃいましたけれども、8,000ベクレルを超える廃棄物につきましては、環境大臣が廃棄物として指定をいたしまして国が処理をするということが定められております。

また、この法律に基づきまして、下のほうでございますけれども、基本方針が閣議決定されております。その基本方針の中では、県内で発生した指定廃棄物は、それぞれの県の中で処理するという方針になってございます。

1枚おめくりいただきまして、実際に指定されている廃棄物でございます。ここでございますように、昨年12月の段階ではありますが、群馬県では750トンほどの廃棄物が実際に指定をされております。この指定されたものの濃度でございますが、下のページでございます。先ほど8,000ベクレルを超えるものが対象になるというふうに申し上げました。おおむね1万から3万が非常に多くて、全てが5万ベクレル以下というふうになってございます。

1枚おめくりいただきまして、若干指定がおくれているものもございまして、現在群馬県では、私ども1,131トンの8,000ベクレルを超える廃棄物があるというふうに考えております。その内訳でございますけれども、水道水を造ります浄水場から出てきます汚泥が546トン、それと工業用水を造ることから出てきます浄水発生土が127トン、下水汚泥、これは灰・スラグという形になっていると思っておりますが458トン、計1,

131トンがここにございます市町村にあるということでございます。

次に、資料の3を見ていただきたいと思います。資料3には、こういった大きさのもので、こういったものを造りたいかということでございます。

1ページおめくりいただいて下のポンチ絵を見ていただきたいんですが、埋立地ということで、埋立地を造りたいわけでございますけれども、埋め立て容量、大体3,000立方メートルの最終処分場の容量を持ったものを造らせていただきたいと思いますが、あわせて、例えばこれが林間部で造りますと、防災調整池でありますとか、管理棟でありますとか、あるいは構内道路でありますとか、そういったようなものもあわせて必要になるということでございます。

1ページおめくりいただきます。4ページでございますが、大きさといましては、約1ヘクタールほどの土地が必要だというふうに考えております。埋立地そのものとしては2,300平方メートルほどでございますけれども、管理施設、あるいは構内の道路、防災池、あるいは下の林地でありますと残置森林等が必要になりますので、約1ヘクタール程度の土地が必要だと考えてございます。それぞれ、どうして1ヘクタールぐらいになるのかということにつきましては、その後ろのほうに資料がございますけれども、これにつきましては課長会議等でご説明をさせていただいております。

資料の4、ちょっと分厚い資料でございます。この資料は、3月16日に開催いたしました第1回目の有識者会議の廃棄物の処理でありますとか、地盤工学でありますとか、コンクリート工学の専門家の方々にこういった施設にすべきか、ということ等のご審議を賜り、安全性を確認して了承をいただいたものでございます。

1ページおめくりいただきまして、まず今回、放射性物質によって汚染されているということでございますけれども、その放射性物質なるものは、セシウム134、あるいはセシウム137と呼ばれるものでございます。

それぞれ自然に崩壊をして、放射線を出しながら崩壊をするのでございますけれども、半分の、放射線を排出する能力が半分になる期間を半減期と申しまして、片方は2年、片方は30年ほどでございます。したがって、2年のほうは、2年後には放射能を出す力が半分になり、さらに2年たつと4年後には4分の1になり、さらに2年たつと6年後には8分の1になるといったような計算でございます。

ページをちょっとおめくりいただきまして、今回処分をさせていただきたいと思っている8,000ベクレルを超えるセシウムに汚染されました廃棄物でございますけれども、

この上のページにあります赤の部分、先ほど申しましたように、全て群馬県の場合は5万ベクレル以下でございますけれども、赤の部分のものでございます。

例えば、原子炉等、原子力発電所から出てまいります廃棄物、これは右側でございますけれども、よく言われますガラス固化体にして地中深く埋めるといったようなものにつきましては、例えばこれは10兆ベクレルとか1,000億ベクレルとか、そういったようなものでございます。

まず、安全に埋め立てるという観点で、どういう考え方で対処すべきか、ということをご審議賜ったのは、4ページでございます。これが基本的な考え方でございます。まず指定廃棄物、真ん中にごございますけれども、その下のほうにあります生活エリア等の影響を考慮して場所を選ぶ、災害リスク等の少ない安定した場所を選んで造る、これは第1点でございます。その上で、最終処分場の施設そのもの、あるいは廃棄物のハンドリングで、できるところについてはそういう考え方をやるかということでございますけれども、まず左側の緑のところでございます。「長期遮断」とございます。これは、埋立地の中と外に物を移動させない。中から汚染されたものは外に出さないというのは言うに及ばず、外からも水とか地下水が入ってこないような構造にするということでございます。

右側に、ピンクの字で、「長期遮へい」とございます。これは、物は動かないのでございますけれども、動かなくても放射線は出るのではないかとということがございます。この放射線をしっかりとカットをするという考え方でございます。これは、コンクリートや土壤に覆うことによって大幅にカットできるということでございます。

それと、その上に、「長期にわたりモニタリング」ということでございます。いわゆる長期監視、長期的にこの二つの機能が損なわれていないことを確認する。それで、もしも何か異常の兆候があれば、すぐに対処できるようにするというところでございます。

ページおめくりいただきたいと思えます。上のページでございますが、少し難しいポンチ絵が出ております。この考え方は、何重もの安全対策を重ねてやるべきだというご指摘を受けているところでございます。また、真ん中に容器というものがございます。これは、フレキシブルコンテナ等の袋の中にまずは入れる。その周りにちょっと茶色っぽいところがございますが、これは単純に埋め立ての中で積み重ねるのではなくて、周りに土を置いて、土の中でサンドイッチ状にして埋め立てると。これは、セシウムが万一、袋から出たといったしましても、土との凄く付きやすいという性質を持っておりますものですから、外にどんどん出ないということにするために土で覆うということでございます。

その外側に緑のところ、これは二重になってございますけれども、二重のコンクリート構造物で遮断をする。それぞれ35センチ程度のコンクリート、鉄筋コンクリートからなるものでございます。その内側と外側に青いライニングという細い線があります。これは、コンクリートを保護して、樹脂とかそういったもので固めて水等々が通りにくくするというところでございます。真ん中の紫のところにつきましては、そこに将来的には土等を入れてモニタリングをするということでございます。

1枚おめくりいただきまして、7ページでございまして、最終処分場の構造を見てみますと、それが埋立中の一つの工区だと思っただけならばと思うんですが、真ん中にぽつぽつとあるものがコンテナ、入れ物に入った廃棄物でございまして。それを二重のコンクリートの大きな容器の中に入れる。埋立中は、当然のことながら雨水とかそういったようなことがないように、屋根をかけて管理をいたします。

それで、下のほうにこれちょっと難しい図がありますけれども、地震のほうの耐震というのが非常に重要だと考えておまして、耐震計算をいたしまして、まれに発生する大きな地震についても、倒壊とか崩壊をしないように設置をしたいと思っております。

さらに1枚おめくりいただきまして、コンクリートの長期安定につきましても、長期に安定的なコンクリートを使って工事を行ってまいりたいというふうに考えてございます。もう一枚おめくりいただきまして、12ページ、下の図をちょっと見ていただきたいのですが、これが埋め立てを終了したときの図でございまして。埋め立てを終了した場合に、この部分につきましてはさらに上にコンクリートの蓋をいたします。これも35センチの蓋をいたします。その上で、さらに1メートル程度の土を載せるということをお考えしております。

これによりまして、屋根をなくすわけでございますけれども、当然のことながら、水、雨水等々が浸透しないという形にすることを考えてございます。これで、この二重の部分のところでございますけれども、コンクリートとコンクリートの間でございまして、ここは実は人が中に入れるような構造をしておまして、ここの中で点検を、直接人が入って点検できるようにすることを考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、人が入って点検をする部分については、中に入れます廃棄物の放射性物質の濃度が十分に低くなった段階で土を入れるということを考えてございます。土を入れることによって、全体としてさらに土で多重的に防護をするということをお考えしている次第でございまして。これが、13ページの絵でございまして。15ページ



は、土ならびにコンクリートの放射線の遮へい効果がどの程度のものなのかということをございます。

また、左にありますのは、埋立地の上に何も覆いがない状況で、例えば計算いたします。その上に、真ん中の絵でございますが、コンクリートの35センチの蓋をいたしますと、約200分の1の放射線濃度になります。さらに、その上に1メートルの覆土をいたしますと、合わせて400万分の1程度の放射線濃度になります。

ページをおめくりいただきまして、18ページ下でございますが、先ほどモニタリングの話をしていたしました。監視のお話をいたしました。この形で人が入れるような構造にいたしますし、またさらに1枚おめくりいただきまして、工事中、あるいは埋め立て期間中、あるいは埋め立て終了後にわたりまして、場内の放射線のレベル、あるいは前に地下水についても放射線等のレベルについて常に測定をいたしまして、それを安全だということを確認するとともに、そのデータを全て公表してまいりたいというふうに考えてございます。

最後の20ページは、運搬のときに使います容器等でございます。これにつきましても、トラックに載せて運ぶこととなりますけれども、トラックの横で十分な低い濃度になることを確認しながら移動させていただくということでございます。以上が、資料1から資料4までにつきまして、実際に群馬県でどういったものを造りたいというようなことを考えているのかといった、その技術的な安全性の対策についてのご説明でございます。ありがとうございました。

#### ■資料1, 2, 3, 4について質疑

秋野政務官：それでは、意見交換に移らせていただきたいと思います。

先ほどご説明がございましたが、資料1を用いまして新しい選定方法について、資料2を用いまして群馬県における指定廃棄物の排出状況等について、資料3、資料4を用いまして最終処分場の構造、安全性、維持管理等についてご説明をさせていただきました。

ご意見がございましたら挙手をいただきまして、こちらからご指名をさせていただきますので、市町村名をお伝えいただきましてから順次ご発言をお願いします。ご意見ございますでしょうか。

安中市長：安中市でございますけれども、2点お伺いしたいと存じます。

まず初めに、群馬県にお伺いさせていただきたいんですが、資料2に関連して、8,000ベクレルを超える廃棄物に関係するわけでございますが、群馬県直轄の浄水、工水の施設、リストの中に群馬県直轄のものが入っているのかなんです。ここをまず群馬県にお伺いしたいです。

群馬県環境森林部長：環境森林部長の石井です。群馬県直轄の施設のものもでございます。

安中市長：具体的に、もう少し丁寧にご説明をお願いできればと思います。

群馬県環境森林部長：具体的に申し上げますと、渋川市にあります県央第二水道と渋川工業用水のところ、それから榛東村にあります県央第一水道の事務所のところがございます。

安中市長：わかりました。次に、井上環境副大臣にお伺いしたいと存じます。

冒頭ご挨拶いただきまして、そのご挨拶の中で「責任を持って廃棄物処理に当たってまいりたい」、こういうご発言をされましたが、群馬県民の健康、環境、風評被害に対して責任を持って国が持ちますという、そういう文章で表明していただきたいのでございますが、できるのかどうかお答えいただきたいと思います。

井上副大臣：冒頭に国が責任を持って、この指定廃棄物処分に取り組ませていただきたいと申し上げました。

これは特措法という法律においても、これについては国の責任だということになっております。ですから、私どもとして取り組ませていただきたいと思いますけれども、そういった中で、確かに風評被害の問題でありますとか、あるいは健康影響の問題、こういったものもありますから、これもいろいろご意見を賜りながら、しっかり国が責任を持って取り組んでいきたいと考えています。

安中市長：文章をもって表明していただきたいのでございますが、文章をもっていただくことの有無についてお伺いいたします。

井上副大臣：申し上げた趣旨は、法律という、まさに明文で法律という形で国が責任を持って対応するというところでございますから、それをもってぜひご理解をお願いしたいと思います。

秋野政務官：よろしいでしょうか。ほかにもございますでしょうか。

みどり市長：みどり市の石原と申します。お願いします。私どもは山を持っておりまして、地元で低レベルの放射線の廃棄物については、地元の了解を得まして今、一時的な保管場所です。今、保管をしておるところであります。

原理原則論を改めて聞きたいのですけれども、当初、放射能のレベルにもよるのでしょうけれども、廃棄物についてはまず移動はよくないと、移動するなど、そして、しかも現地処分をしろという原則があったと思うのですけれども、これについては今どんな見解もつと言いますと、移動というのは、しても良いのか、あるいはしなくても、移動という手段というのは大体、県内であれば「移動しない」というふうな意味合いも含まれるのか。

あるいは現場保管というのは市町村レベルでの現場という意味ではなくて、県単位は現場と同じ、現場というふうに理解をするのか、その辺の原則論をちょっともう一度確認したいのですけれども、よろしくをお願いします。

梶原部長：ありがとうございます。基本的には、先ほど来、副大臣のほうからもお話し申し上げておりますが、国が責任を持って処分をするということでございます。

そういう意味では、国が処分場を造っていくということで、今、皆様方のご理解を賜りながらやっていく、やらせていただきたいということでございますが、実際に処分場ができるまでの間は、これは法律上にも書いてございますけれども、排出された方々に保管をしてくださいというような法律の規定になっております。

そういう意味では、処分のやり方ということではなくて、処分場ができるまでは、大変恐縮でございますけれども、排出されたところで保管をしていただきたいと。ただ、実際そこで保管できないケースもあるわけでございます。一番端的な話では、スペースがないといったようなケースもございます。その場合は場所を変えて保管をしていただくという場合もございますけれども、基本的には、出たところといいますか、出た主体のところでは保管をしていただきたいというのが法律で書いてあるところでございます。

藤岡市長：藤岡市の新井と申します。資料1の関係なのですけれども、青いほうの枠で「専門家による評価の実施」ということで、候補地の選定手順と書いてありますが、これは環境省と例えば群馬県で協議をして、環境省のほうでここに造りますということを決めるということですか。

梶原部長：おっしゃるとおり、私ども環境省と申しますか、国で最終処分場を造るということでございますので、最終的には国が提示をするという形になると思います。

ただ、資料1の一番上にありますように、これまでの反省の赤の部分にありますように、これまでのケース、栃木県並びに茨城県のケースで見ましたように、候補地の提示に当たりまして、市町村、地元の方々との意思疎通が不足していたというのが今回の最大の反省点でございます。したがって、こういった市町村長会議の場を通じまして、意見交換をさせていただきながら、また、有識者会議というところで選定の基準、あるいは選定のやり方についてもご議論いただいて、もちろんここでの会議の皆様方のご意向もそこに伝えながらやらせていただきたいと思っております。

まさしく議題の2のところでもそのご説明をさせていただければと思っております。すみません。先ほどのみどり市長さんのご質問の件で、補足をしなければいけないことがございまして、大変申し訳ございませんでした。

先ほど、「法律の規定で国が処分するまでの間は持っていてください。それが法律の趣旨です」というふうに申し上げました。これは8,000ベクレル以上、8,000ベクレルを超える、いわゆる指定廃棄物になるようなレベルのものでございます。法律上は、8,000ベクレル以下の廃棄物につきましては、通常の廃棄物と同じような形で処理ができるということの整理、つまり放射性物質の特措法ではなくて、廃棄物処理法に従って処理をしていただければというようになっております。大変失礼しました。誤解を招くようなご説明で申し訳ございませんでした。

秋野政務官：ほかにごございますでしょうか。

先ほど、後半で議論すべき具体的な選定のあり方についての議論も少し出始めているようですので、新しい選定方法及び最終処分場のあり方等に関することは大体ご理解いただいたということよろしいでしょうか。

秋野政務官：では、後半の議論に移ってまいりたいと思います。それでは、資料5、資料6を用いましてご説明をお願いします。

梶原部長：資料5と資料6を用いましてご説明申し上げたいと思います。

まずは資料5を開いてください。1ページを開いていただきまして、一番上でございますけど、先ほど申しましたように、3月16日に指定廃棄物処分等有識者会議第1回の会合を開催させていただいております。

この会議でございますけれども、検討内容として五つあります。一つは最終処分場等の設置を行う場合に、こういったような安全の考え方、基本的な考え方、スタンスで臨んでいくかという点。

第2点目は具体的に最終処分場を造る場所を選んでいくことになるわけでございますけれども、その場所を選ぶ際の手順、それとその手順の中でここは適地であるここは適地でないと判断するわけでありまして、その時の評価の項目、あるいは評価の基準というもの、さらには実際には絞り込んでいって、本当に適地であるかどうかという点については、ボーリング調査等の地質調査等も必要となつてまいると考えています。

そういう意味では、こういった候補地の詳細調査の方法も有識者会議でご議論賜り、さらに調査の結果についてもご評価を賜りたい。

さらには(5)であります、ここに無いようなことであつたとしても放射性物質に汚染された廃棄物に関する事項にしては、ここでご審議を賜りたいと考えてございます。具体的なメンバーでございますけれども、3ページにございます8名の先生方でございますけれども、それぞれ廃棄物処理の専門家、あるいは有害物質のリスクの専門家、あるいは放射線リスクの専門家、コンクリート工学の専門家、あるいは土壌、土の専門家、地盤の安定の専門家の方々そういったような専門の方々に入らせていただいております。

1ページをおめくりいただきまして、第1回の3月16日に開催したと申し上げますが、ここでは議題1の方でご説明申し上げました最終処分場の構造・維持管理に関する安全性の確保についてご審議を賜っております。併せて、②でございますが候補地の選定に対する安全性、あるいは安心の確保といったような評価項目あるいは評価基準についてのフリートーキングをしていただいております。このフリートーキングの中で、先ほど藤岡市長さんからご質問がございましたけれども、この市町村長会議と有識者会議と

の間でキャッチボールをしながら議論を進めて行きたいというご説明を申し上りました。

ページ5でございますが、その際に専門の先生方から安全性を確保する考え方という形で示されたものはこれで、ご議論いただいたものでございます。

安全性の確保、これは最も基本であります。放射線を出さない、放射線を遮へいする、汚染されたものを大気中に拡散させない、あるいは地下水が公共用の水、河川等に拡散させない。常にモニタリングをして監視をする。それに加えて、立地場所の選定を通じて、できれば避けた方が良いところは避ける。そういったような対応で安全性をまず確保すべきである。安心の確保につきましては、立地場所の選定を通じた安心等の地域の理解を得るために重要な事項に関わることなので、その点についてきちんと考えるべきである。

1枚おめくりいただきまして、今後の議論は実は月曜日に第2回有識者会議を開催させていただきたいと思っておりますけれども、今後の検討のやり方といたしましては、安全等に関する事項と安心等に関する事項に分けて考えていくべきである。安全等に関する事項につきましては、安全等からみて排除すべき地域、あるいは特に保全が必要である地域は、除くという考え方が良いのではないか。安心等ということで、より安心感が得られる場所、理解が得られやすい場所を選択するための項目があるのではないかと、ということでございます。

また、これ以降は、参考のために付けておりますが、従来の選定に対する考え方を示したものでございます。有識者会議におきまして、これに囚われることなく議論を進めることにしております。

最後の資料でございます。資料6でございます。これは今後の議論の進め方、特に市町村長会議におきましての議論をどういった形で有識者会議にインプットし、有識者会議の状況を更に市町村会議の中にお話ししていくのかというプロセスを書いたものであります。3月16日に有識者会議を1回開かせていただいて、市町村長会議には1回目のものをご報告の件で開かせていただいているものであります。

それで第2回有識者会議には、来週候補地の選定手順、基準の考え方について具体的なご審議を賜っていきます。さらに3回目という会合であります。3回とか回数に囚われることなく必要あれば議論を重ね、その結果を市町村長会議の方にもお返ししながら議論を進めていく。

さらには、この会議の意見、あるいは会議で出されなかった意見を含めまして、ご意見があれば随時、有識者会議の方にインプットしながら進めてまいりたいと、さように考え

ている次第であります。以上でございます。

#### ■資料5,6について質疑

秋野政務官：それでは、後半の意見交換をさせていただきたいと思います。

ただいま資料5を用いまして、最終処分場の候補地の選定に係る考え方、それから、資料6を用いまして、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきました。

ご意見ございます方はご発言をお願いしたいと思います。選定のあり方等につきまして、あるいは基準等につきまして、ご意見ございます方はご発言をお願いしたいと思います。

みどり市長：たびたびすみません、みどり市です。スケジュールについて、了解はしたのですがけれども、群馬県はどうやって、ここに絡んでくるのですかね。

大澤知事：群馬県としましては、市町村長のこの会議の意見を、いろいろとご意見を伺いながら、やはり意見集約を図って、環境省との窓口としてやっていくのが良いのかなと思っております。

みどり市長：調整役というふうになるというふうには理解してよろしいのですか。

大澤知事：いろんな形、一緒の形の中で意見調整はできるけど、その調整は環境省だから。

みどり市長：はい、わかりました。

太田市長：安全面から見て排除すべき地域、あるいは理解が得やすい場所の選択のための評価項目。これは具体的にはどういうことですか。やばそうなところはやらない。反対が強いところは、選ばないと。

梶原部長：今、安全の面から考えて排除すべきところという定義をしております。実は、いろんな先生方にご審議を賜って、これからも具体的にご意見をいただくのですが、例え

ば、洪水の恐れがあるところでありますとか、あるいは地すべりの恐れがあるところ、あるいは崩壊地であるとか、そういったような類のところ、あるいは特別天然記念物があるとか、あるいは自然公園の中核的などところであるとか、そういったようなところ。

つまり、いろんな施設として安全性を確保するための最大限の努力をするということでありますけれども、それでも避けたほうがいいところというのはあるということで、では具体的にはどういったようなことを考えるべきなのかといったような方向でございます。この中でも二つありまして、先ほど言いましたように、地すべりとか、洪水でありますとか、そういったような本当の自然災害を防止するという観点で、自然災害にできるだけ遭わないという安全の部分と、保全という考え方。

つまり、天然記念物でありますとか、非常に自然、名勝でもの凄く大切なものがある、あるいは国立公園の中核的などところでありますとか、そういった避ける部分といったような、保全すべき部分というのがある。こういった場合は避ける地域になろうかと思えます。ただ、そこまでいかなくても、ここは県民の皆様全員が安心という観点からは、安全だと言われてもやっぱりちょっと考えろよというようなところは、むしろ安心のところを整理をさせていただくことになるのかなというふうに思っております。

太田市長：理解が得やすい場所、反対が起こりにくい場所。

梶原部長：反対が起こりにくい場所というよりも、むしろここは避けてという、皆様方の、地元の方々がここはやっぱり避けてほしいと。

どんなに私どもが安全ですというふうに申し上げても、なかなかご理解を賜れないということも重々認識しておりまして、そういう意味で、ここはだめよ、ここは避けたほうがいいというようなことを、皆様方の中でそれはそうだなということで同意をされるようなところは、例えばここにあります皆様方のご意見で合意をされるようなものにつきましては、みんなそうだというふうに各市町村長の方のご理解で、共通の理解となるようなものについては考えていくということでございます。

皆様方の共通の理解となったものにつきましてということで考えさせていただきたいということでございます。以上でございます。

太田市長：内陸部は、各県処理が原則かもしれないですけれども、内陸部に比べれば、や



っぱり海が良いのではないですかね。海が、今言ったようないろんな安全面、安心面、全く問題がない。

内陸のどこかへ持っていかうとすると必ずパニックになります。これは素人考えです。例えば、私のところへ来るとしたらパニックになります。海は誰もいないから良いではないですかね。

梶原部長：2点、これはいろんな考え方があろうかと思えます。

まず、実際の土といいますか、廃棄物の焼却灰みたいなものでございますけれども、実は海水に直接接触しますとセシウムが溶け出すという性質が、危惧がございます。そういうものもあります。ということが一つ申し上げたいのと、あともう一つは、例えば、海なし県という意味では、もう一つ、栃木がありますが、都道府県を越えて移動するというふうになりますと、なかなか現実的でない面もあるのかなとは思っています。

いずれにいたしましても、有識者会議のほうで実際にどういったような地域を避けて、どういったところで安全を確保できるかということについてご意見、ご審議を賜って、またその結果につきましても、この会議でご報告をさせていただければというふうに思っております。

前橋市長：前橋市でございます。冒頭、民主党時代の特措法の問題点を踏まえてというお話がありましたけれども、8,000ベクレル以上の指定廃棄物を国が責任を持ってという方向自体は変わらないわけです。

私とすると、できれば国が責任を持つということの中で、我々は一方的にこれが、被害を受けた、直接受けたものですから、他の地区でという太田市長さんのご判断については、私自身も納得しておるところでございます。

もう一つは、たくさんの安全性についての、遮へいについてのご説明をいただきました。私ども前橋市も、桐生市さんや東吾妻町さんと同じように、震災瓦れきの広域処理の引き受けをしました。結果的に見れば、最終処分場からの排出も未検出でございますし、焼却炉からの排煙からも同様のことで、全く放射能による環境負荷が高まったという認識はございませんので、ご説明のようなことさえしていただければ、十分に安全なものだろうと私たちは考えています。事実、前橋市における現在の指定廃棄物に関しても、厚目のコンクリートの中にフレコンバックでほとんど影響がないという状況でございますので、

それはよく納得させていただきます。

ただ、そういう科学的なデータも、私どもも、多分桐生市さんも中之条さんもかなり、市民がなかなか理解できない。私どものほうでも、会議で詰め寄られたり、大きな騒ぎが起きたりという形の中なのですが、その辺りのことはぜひ私たちとすると、経験者でありますので、科学的なご説明ばかりでも市民、住民がなかなか理解できないということをご前提にさせていただければ、ご参考にさせていただければと思っています。私からは意見だけ申し上げて終わります。

秋野政務官：先ほど部長のほうからご説明させていただいたとおり、4月22日の月曜日に第2回目の有識者会議を開かせていただきまして、その中で選定基準につきまして、さまざまな各県からいただきましたご意見を直接提示をさせていただきながら、選定手順の案というものを作成させていただき作業に入ってまいりたいと考えてございますが、その第2回目の有識者会議の状況を踏まえて、改めてそこで出されてきた選定基準につきまして、また改めてご説明をさせていただきということでよろしいでしょうか。

もしも、こういったものを出せというものがございましたら、ぜひ追加をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回の有識者会議以降出されてきました具体的な選定のあり方につきまして、各市町村長の皆様に、改めて環境省のほうからご説明をさせていただき機会を賜りたいと思っております。

今日ここで出てきた意見以外にもさまざまな技術的なご質問等含めまして、さまざまございましたらどうか後ほど、そういうところも次回に限らず、次回以降の有識者会議等でご審議を賜りたいと考えてございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議題3、その他でございますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

事務局：ただいま秋野政務官からお知らせいただきましたが、追加的なご意見、ご質問等がございましたら、今月26日金曜日までを目途としまして、県の環境森林部廃棄物・リサイクル課までお知らせいただくことをお願いを申し上げます。連絡方法ですとか連絡先等の詳細につきましては、県のほうからご連絡させていただきます。

秋野政務官：ほかに何かございますでしょうか。では、ないようでございますので、以上で議事を終了したいと思います。議事の進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

事務局：これで本日の会議を終了させていただきます。皆様、大変お疲れさまでございました。